

現代フランスにおける暴力の諸相——ライシテの転機に

伊達聖伸（フランス小地域）

はじめに

- ◎ 現代フランスで目につく「暴力」
 - (1) イスラームのジハード主義者によるテロリズム（1995、2012、2015、2020）
 - (2) 「黄色いベスト」運動
 - (3) カトリック聖職者の小児性愛
 - ◎ 「ライシテ」研究の観点から、3つの領域の暴力をどう読むか？
 - ◎ ハンナ・アーレント『暴力について』（山田正行訳、みすず書房、2000年、原1972年）
 - ・ 「権力と暴力は、はっきり異なった現象ではあるが、たいてい一緒に現れる」
 - ・ 「暴力は、権力が危うくなると現れてくる」
- 政治権力と宗教権力の関係に注目（経済社会問題も視野に入れつつ）
- *課題：1905年法制定前後の「ライシテの転機」を鏡として「いま」を映してみる

I. ライシテ確立期における「暴力」の諸相

I. 1. 財産目録調査の危機

- ◎ 第三共和政初期（1870～1914）：共和派とカトリックの「二つのフランスの争い」
 - ・ エミール・コンブ（1902～1905年1月首相）の修道会弾圧政策
 - ・ 政教分離法のポイント：「礼拝公施設法人」（*établissement public du culte*）を「礼拝アソシエーション」（*association culturelle*）に再編すること→財産目録調査
- ◎ 1906年2月1日、パリのサント＝クロチルド教会の場合
 - ・ 教会の司祭ガルデ神父自身は、暴力的抵抗に反対だった（！）。事件後辞任
 - ・ 「抵抗を組織も支援もしない私を許さない者どもがいました。彼らは私抜きでも、なんなら私に反してさえ、抵抗しようとしたのです」¹
 - ・ 暴力的抵抗は、敬虔な教区のカトリック信徒によるものではなく、王党派の若者たち
- ◎ 1906年3月6日、ノール県ブシェップの場合
 - ・ 調査自体は何事もなく終了したが、その後民衆が詰めかけて教会内で揉み合い発砲
 - ・ 初の死者→カトリックの新聞は政教分離法の最初の犠牲者として英雄視。左派の新聞はこの人物を批判的に描き、居酒屋で酔っ払って教会に乱入と暗示²

¹ Cité dans Jean-Marie Mayeur, *La séparation des Églises et de l'État*, 1991, p. 95.

² Jean Vallier, *Inventaires sanglants en Flandre : Géry Ghysel tué dans l'église de Boeschèpe le 6 mars 1906*, Marcq-en-Barœul et Issy-les-Moulineaux, Laïcité & Vérité et Éditions Renaissance Catholique, 2006, p. 35.

- ・ 事件翌日下院。アリストテッド・ブリアン：「本当の犯人は煽動者たちです。何日も前からキャンペーンを繰り返して、嘘を撒き散らしてきた人たちが犯人なのです」³
 - ・ ルーヴィエ内閣辞職。新内閣内相ジョルジュ・クレマンソー：「教会の燭台を数えるかどうかという問題は、人命にはかえられない」→事態は大筋として鎮静化に向かう
- ☆ 現代との比較を念頭に：カトリック教徒は聖職者の言うことを聞くのが当時の規範的前提。現代では聖職者の教導権が大きく後退、価値観の軸は個人

I. 2. 労働運動をめぐって

◎ 19世紀末よりフランスでは労働者や炭坑夫によるストライキが頻発

- ・ 1906年3月～翌年、新たに労働者のストライキ多発

◎ ジョルジュ・クレマンソー対ジャン・ジョレス（1906年6月）

- ・ クレマンソー（急進派）：自律した自由な個人を擁護。教会の組織形態にも社会主義的な集団行動にも否定的。教会財産目録調査では妥協的な姿勢、労働者のストライキには断固鎮圧の態度
- ・ ジョレス（社会主義）：共和国の重要案件「政治宗教問題」→「経済社会問題」と理解
- ・ クレマンソー：「もしあなたが内務大臣なら〔……〕きっと私と同じことをするでしょう」。「労働者の暴力」(violence ouvrière)を強調
- ・ ジョレス：資本主義の狡猾な暴力、「経営者の暴力」(violence patronale)を指摘。「経営者側は、暴力を行使するために、無秩序な振る舞いも、荒々しい言葉も必要としないのです！」。1100名もの死者を出したクリエールの炭鉱爆発事故（1906年3月10日）に言及：「労働者の暴力行為はつねに目に見え、つねに特定され、つねに容易に罰せられますが、大経営者や大資本家の深刻で殺人的な責任は、一種の暗がりのなかに姿を隠して消えてしまうのです」（1906年6月19日の下院）⁴

◎ 1907年、南仏ブドウ園労働者の大規模「反乱」⁵

- ・ 背景：1904年以来の経済不況。アルジェリアの輸入ワインや補糖ワインと競合
- ・ ジョレス：「議会が南部で虐殺を行なっている」と批判、「反乱」の大義を擁護
- ・ クレマンソー：呵責なき弾圧を行なうも、水面下では交渉も⁶

☆ 現代との比較を念頭に：階級闘争という枠組み

Cf. ジョルジュ・ソレル『暴力論』（1908年）

³ Cité dans Jean-Marie Mayeur, op.cit., p. 112.

⁴ Paul Marcus, *Jaurès & Clemenceau : Un duel de géants*, Toulouse, Privat, 2014.

⁵ Samuel Touron, « Un siècle avant les Gilets jaunes : Quand le Midi s'enflammait », *Dis-leur ! Votre dose d'info en Occitanie*, 8 décembre 2019.

⁶ Marcus, op.cit., p. 91.

I. 3. フラミディアン事件

- ・ 1899年2月9日、リールのカトリックのコレージュで、数日前から行方不明になっていた12歳の男子生徒が死体で発見。少年の衣服は乱れ、精液らしいシミが付着⁷
 - ・ 死体の傍には、子どもの父親に宛てて「自分の不純な情熱を満たす」(satisfaire ma passion impure) ために手をかけてしまったことを詫げる匿名の短い手紙⁸
 - ・ 予審判事は修道士フラミディアンを疑い逮捕
- ◎ 「2つのフランスの争い」＝もうひとつのドレフェス事件
- ・ カトリック陣営：「ライックな学校の犯罪／今週の3つの醜悪な加害行為⁹／アルベール・アンリ、シャトリユス（ロワール）のライックな小学校教師、一家の父親（なんてことだ！）、8歳になる自分の娘を犯した。／ケルン（プロイセン）生まれのモリソー、パナンモーグ（メヌ＝エ＝ロワール）のライックな小学校教師、生徒の一人と失踪、被害者は12歳。／ソラン、ベランゲメーネ（低ロワール）のライックな小学校教師、自分の生徒10人を犯した。／彼らは修道誓願を立てていない。〔……〕／母親たちよ立ち上がれ、小さな子どもたちを救うのだ」¹⁰
 - ・ ライシテ陣営：「もし子どもたちを修道会系の学校に入れて、将来その子どもたちが犯されて殺されたときのあなたの責任を考えてみるのです。起きてからでは遅すぎます！もしあなたが自分の子どもを愛しているなら、ライシテの学校は本当の市民にふさわしい堅固な教育と市民道徳を与えてくれます」¹¹
- ◎ 「男らしさ」の観念
- ・ 普仏戦争敗北後という時代状況と男性性の再定義
 - ・ 結婚しない修道士たち：性の節制は「信仰の活力」？「性犯罪の引き金」？
- ☆ 現代との比較を念頭に：性被害を受けた子どものトラウマという論点の不在。自然主義文学全盛の時代にあって、タブー¹²

⁷ Timothy Verhoeven, *Sexual Crime, Religion and Masculinity in fin-de-siècle France: The Flamidien Affair*, Palgrave, 2018, p.37.

⁸ Bernard Schaeffer, *Les grandes affaires criminelles du Nord*, Romagnat, De Borée, 2006, p.88.

⁹ 「醜悪な加害行為」(odieux attentats) は「醜悪なテロ行為」とも訳せる。

¹⁰ Archives départementales du Nord, *Les Églises et l'État d'une séparation à l'autre 1789-1905*, Gand, Snoeck, 2005, p.95.

¹¹ Cité dans Anne-Claude Ambroise-Rendu, « Quand un scandale local éclaire le fonctionnement des réseaux sociaux avant la lettre : l'affaire Flamidien », *Le temps des médias*, n° 31, 2018, p.315.

¹² Anne-Claude Ambroise-Rendu, « Un siècle de pédophilie dans la presse (1880-2000) : Accusation, plaidoirie, condamnation », *Le Temps des médias*, 2003, n° 1.

II. ライシテの曲がり角における「暴力」の諸相

II. 1. イスラームのジハード主義者による暴力と権力

◇ なぜ、ジハード主義的な暴力が起きているのか？

◎ ジル・ケペル「イスラームの過激化」：「近くの敵」（1980年代）→「遠くの敵」（頂点が2001年の9・11）→「第3の世代」（頂点が2015年のパリ）¹³

◎ オリヴィエ・ロワ「過激性のイスラーム化」

- ・ アナーキスト→反植民地主義者→新左翼→宗教の信者¹⁴
- ・ 「ムハンマドの言行録に繋げて長い論証的分析をするなどということをして、過激派のジハードイストはけっしておこなわない」¹⁵。イスラームの伝統ではなくニヒリズム的状况

◎ フランソワ・ビュルガ

- ・ 植民地主義の過去に由来するルサンチマンが最重要
- ・ 非ムスリムの側にもジハード主義的な暴力に責任がある¹⁶

◇ 変貌するライシテ：「右傾化」と「治安重視」

- ・ 2020年2月18日、マクロン大統領、ミュールーズで演説：「共和国と手を切る意志」＝「分離主義」を「敵」と名指す
- ・ 10月2日、レ・ミュローで演説：共和国原理尊重強化法案の概要発表
- ・ 10月16日、教員斬首事件→ダルマナン内相：イスラーム主義者は「我らの内なる敵」と呼んで「対テロ戦争」を宣言

☆ 注目すべき点はどこか？

- ・ 「教育の自由は重要だが、国家が管理を強めるのは正統である」「国家は〔宗教の〕資金調達問題に立ち入るべきではない。だが、資金を調達した宗教が共和国の法から外れることのないよう確認しなければならない」（ミュールーズでの演説）
- ・ エミール・コンブのライシテに類似。自由の名による宗教の管理統制。差異はカトリックの教権主義がイスラーム主義者に置き換えられている点。制度的な重み
- ・ メディアの役割、SNS：スペクタクル社会と権力関係再編。作られる大義名分、自由主義的外観と権威主義化

¹³ ジル・ケペル『テロと殉教——「文明の衝突」をこえて』丸岡高弘訳、産業図書、2010年（原2008年）。
ジル・ケペル、アントワヌ・ジャルダン『グローバル・ジハードのパラダイム——パリを襲ったテロの起源』義江真木子訳、新評論、2017年（原2015年）。

¹⁴ デヴィッド・C・ラボポートによる整理。小林良樹『テロリズムとは何か——〈恐怖〉を読み解くリテラシー』慶應義塾大学出版会、2020年。

¹⁵ オリヴィエ・ロワ『ジハードと死』辻由美訳、新評論、2019年（原2016年）、93頁。

¹⁶ François Burgat, *Comprendre l'islam politique : Une trajectoire de recherche sur l'altérité islamiste, 1973-2016*, Paris, La Découverte, 2016, pp. 254-271.

II. 2. 「黄色いベスト」運動における暴力と権力

- ◎ 中心的担い手： 会社員、パートタイム労働者、低賃金労働者、年金生活者、小企業の事業主、自営業者、小売商人、職人、運搬業者、荷物取扱業者
 - ・ 「月末」(fin de mois) が「世界の終わり」(fin du monde) より切実
 - ・ 「目に見えないフランス」が、視認性の高い「黄色いベスト」を着て抗議の声を上げた
- ◎ 特徴： 反エスタブリッシュメント、反グローバリズム
 - ・ 極右や極左との親和性？ 人口統計学者エルヴェ・ルブラーズ：「黄色いベスト」運動が盛んな地域は過疎化が進んだ地域、極右への投票傾向が見られる地域とは異なる¹⁷
- ◎ 暴力の諸相
 - ・ 「黄色いベスト」の暴力は「ブラック・ブロック」や「壊し屋」によると言われる¹⁸
 - ・ 警察の暴力、政治エリートや富裕層の態度や振る舞いの「暴力性」
 - ・ 「ごく少数の者が権力を手中にし、何の遠慮も臆面もなくその権益を身内のあいだで再分配する手段を確保している」ことへの「当然の見返りが〔……〕暴力の爆発」¹⁹
 - ・ 「社会的弱者への関心のなさ」という「暴力性」²⁰
- ☆ 注目すべき点はどこか？
 - ・ ロン・ポワンが「公共空間としての広場」の役割を果たした。「このソーシャビリティ（社会性）の側面に注目すべき」「政治闘争というだけでない」²¹
 - ・ 「インターネット時代のサンキュロット」は個人化しており、自分たちに権利があると信じて声をあげるが、問題を解決する最終的解答があるとは信じていない²²
 - ・ ジョージ・オーウェルが労働階級に見た「まっとうな人間らしさ」(common decency) をこの運動の参加者に見るのは時代錯誤²³
 - ・ → 民衆による抗議のエネルギーを経済・社会問題として適切に位置づけ水路づけるための装置が現在うまく機能していないことと、暴力の可視化の関連性

¹⁷ Hervé Le Bras, « La carte des « gilets jaunes » n'est pas celle que vous croyez », *L'Obs*, 21 novembre 2018. <https://www.nouvelobs.com/politique/20181121.OBS5815/la-carte-des-gilets-jaunes-n-est-pas-celle-que-vous-croyez.html#modal-msg>; Hervé Le Bras, « La voiture, les « gilets jaunes » et le rassemblement national », *Études*, avril 2019, pp. 31-44.

¹⁸ このあたりは、政教分離法施行にともなう財産目録調査の際に、カトリックの聖職者による平和的な抗議が一部の極右によって回収され暴力的な事態に至ったのと似ている。

¹⁹ ホアン・ブランコ『さらば偽装された大統領——マクロンとフランスの特権ブルジョワジー』杉村昌明・出岡良彦・川端聡子訳、岩波書店、2020年、1～2頁。

²⁰ 山田蓉子「デモの暴力性、その後のマクロン大統領の対応」前掲書『黄色いベスト運動』所収、28頁。

²¹ 堀茂樹「〈黄色いベスト〉を着てロン・ポワンで会おう！」野田努・水越真紀・小林拓音編『黄色いベスト運動——エリート支配に立ち向かう普通の人びと』ele-king 臨時増刊号、P ヴァイン、2019年。

²² Marcel Gauchet, « Le révélateur des ronds-points », *Le Débat*, n° 204, 2019, pp.52-60.

²³ Jean-Pierre Le Goff, « La rupture, la revanche et le chaos : Retour sur le mouvement de novembre-décembre 2018 », *Le Débat*, n° 204, 2019, p. 85.

II. 3. カトリック教会の性的スキャンダルにおける暴力と権力

◎ 子どもに対する性暴力

- ・ 転換点は 1970 年代：小児性愛（pédophilie）という言葉が一般化するのもこの頃
- ・ 1990 年代以降、小児性愛は問答無用で非難の対象に。タブーからスキャンダルへ²⁴

◎ カトリックの聖職者による性暴力

- ・ 2000 年頃から問題化、2010 年代後半に一挙に噴出（プレナ事件＝バルバラン事件）
- ・ ソーシャル・メディアの発達、#MeToo 運動との同時代性²⁵
- ・ 特殊な個人の性向も問題ではなく、教会の権力構造の問題と意識される
- ・ 「〔性的〕濫用にノンと言うことは、あらゆる形式の教権主義にきっぱりとノンと言うことである」²⁶

☆ 注目すべき点はどこか？

- ・ これまで見えにくかったものが見えるようになったことで、位階制を前提としてきたカトリック教会の秩序や権威・権力のあり方が問い直されている
- ・ 聖職者の独身性の問題は以前より指摘されていたが、セクシュアリティの問題を焦点に教会の秩序や権威が根本的に問い直されているのは新しい

おわりに

- ◇ 20 世紀初頭：政治権力と教会権力「二つのフランスの争い」
 - 宗教は共和国を批判しつつ共和国に政治的正統性を付与し続けた面
 - その図式の脱自明化（1970 年代以降）
- ◇ 現在：政治権力に正統性を与える源泉の弱体化（または不在）
 - 宗教批判を通して正統性を獲得してきた共和国の政治権力、図式を反復
 - 新自由主義的な経済政策から生まれる軋轢も暴力のもとに
 - 性暴力に関するスキャンダル、カトリック教会の権威を喪失させる
- ◇ SNS の役割
 - 現代フランスにおける権力関係の再編は、私たちが目にする暴力によって示唆されているが、そうした暴力は新たなメディアによって可視化されている

²⁴ Ambroise-Rendu, « Un siècle de pédophilie… », op. cit.

²⁵ 被害の規模を正確に測定することは難しい。恥の感覚や教会との関係を悪化させたくないなどの理由から、「言わない」「言えない」者たちが少なからずいると想定されている。

²⁶ Lettre du pape François au peuple de Dieu, 20 août 2018.

「見える」暴力と「見えない」暴力

2019年大規模抗議活動以降の香港

谷垣真理子（アジア小地域）

1. 香港の2019年大規模抗議活動

最大時740万人の市民のうち200万人が参加

中国大陸への容疑者移送を可能にした「逃亡犯条例」修正への抗議

「五大訴求、缺一不可」/香港全域でのデモ展開

「逃亡犯条例修正の撤回」「暴動認定の取り消し」「デモ逮捕者の釈放」

「警察の武力行使について独立調査」

「林鄭行政長官の辞職」←真の普通選挙の実施

司令塔のない運動、SNSでつながる：Be Water

「一齊上、一齊落」「兄弟爬山、各自努力」

和（平）理（性）非（暴力）と勇武派/攪炒（死なばもろとも）の共闘

警察への不満、衝突激化/2019年11月の区議会選挙：汎民主派が8割以上

「願荣光歸香港」

2. 「見える」暴力

1) 2019年大規模抗議活動参加者：暴力の容認

「没有暴徒，只有暴政」

「私了」「魔法師」「裝修」、「和你飛」

2) 警察の応酬：「黒警」「TG放題」、「新屋嶺」

3) 721（元朗）、831（太子）、陳梓楽の死因

3. 「見えない」暴力

1) 香港国家安全維持法（国安法）

「見える」暴力と「見えない」暴力

- ・ 2020年6月30日、中国全国人民代表大会常務委員会で可決
香港基本法の付属文書に加えられ、香港立法会で議論されずに香港で施行
- ・ 国家安全を脅かす行為：（最高は無期懲役）
 - ① 国家分裂、② 国家政権の転覆、③ テロ活動
 - ④ 外国・域外勢力と結託して国家の安全に危害を加える行動
- ・ 成立の経緯：
王震・全人代常務委員会副委員長による立法趣旨説明
「一国に制度」は新たな問題に直面
「香港独立」「自決」「住民投票」などの主張が国家統一に挑戦し、国家分裂の活動
- ・ 法の執行機関：
 - ・ 国家安全維持委員会：
国家安全維持公署：中央政府から派遣、国安法に基づく職務は香港特別行政区政府の
 - ・ 解釈権：全国人民代表大会常務委員会（第65条）、香港法と国家安全法の規定が一致しない時には国安法が優先（第62条）
 - ・ 国籍、居住地によらず同法の適用可（外国人が国外で同法を適用されることもあり）（第37条、第38条）
 - ・ 香港法（コモン・ローと慣習法）を適用、行政長官が国家安全維持委員会と香港終審法院の首席裁判官の意見を踏まえて担当裁判官を任命

2) 総対的国家安全観の実施

- ・ 中国大陸：
2014年4月 総体国家安全観（対外的安全保障と対内的安定維持）
2015年に「国家安全法」を制定：国家転覆活動を未然に防ぎ、領土主権の保持
↓
- ・ 香港：「学校、社会団体、メディア、インターネットなど」について
「国家の安全に関わる事項について宣伝、指導、監督及び管理を強化」（第9条）
「国家安全教育を進め、住民の国家安全意識と順法意識を高める」（第10条）

4. 変わる香港？

国安法：

香港特別行政区は国家の安全を守るとき、人権を尊重、保障し、香港特別行政区住民が香港特別行政区基本法及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の香港に適用される関係規定に基づいて有する、言論・報道・出版の自由、結社・集会・行進・示威の自由を含む権利と自由を法によっ

て保護しなければならない。(第4条)

香港特別行政区政府：取り締まりの対象はごく一部の
人々

1)司法の場

- ・さまざまな裁判

- ・成立の経緯：

王震・全人代常務委員会副委員長による立法趣旨説明

「一国に制度」は新たな問題に直面

「香港独立」「自決」「住民投票」などの主張が国家統一に挑戦し、国家分裂の活動

2)選挙の場

- ・2020/07/30：09/06 実施予定の選挙の立候補受付締め切り、12人がDQ

(Disqualification：立候補受付不受理)、選挙は1年延期、前期立法会委員が任期を延期

- ・2020/11/11：汎民主派議員4名の議員資格剥奪(DQと重複)

- ・2020/11/12：汎民主派議員15名が集団辞職

- ・2021/03/11：全人代での香港の選挙制度改革。

行政長官の選挙委員の数は1200人→1500人。

立法会選挙は2020年選挙：直選・功能団体別選挙とともに35議席、計70議席。

2021年選挙：直選は20議席、功能団体別は30議席、選挙委員会は40議席で計90議席) / 「愛国者治港」かどうか事前審査

- ・2021/05/27：香港立法会で可決

3)教育

- ・大学統一試験の中国歴史、通識(「公民」科目に相当)教育の変化

4)メディアの場

- ・RTHK(香港の公共放送)の改革

- ・有線テレビの中国組の解散

- ・『蘋果日報』の閉鎖/『立場新聞』

5)公務員：宣誓の義務化

6)天安門事件関連：追悼集会、博物館

☆国家安全法の適用例

1)国家分裂扇動罪(第21条)

「見える」暴力と「見えない」暴力

- ・「光復香港、時代革命」旗掲揚：2020/07/01：唐英傑(23)ら 10 人逮捕（唐のみ起訴）
- ・「光復香港、時代革命」を唱える：2020/09/22, 10/15,10/21,11/04,11/22：馬俊文（11/22 に逮捕）／2020/12/07：中文大学卒業式にて陳易舜(24)ら 8 人
- ・ Facebook で「香港共和国」の設立を目指す：2020/07/29、10/27（鍾のみ起訴）「学生動源」(Studentlocalism)元代表の鍾翰林(19)ら 4 人

2)外国との結託

- ・(域外のため指名手配)2020/07/31 羅冠聡（ネイサン・ロー：在英）、鄭文傑（サイモン・チェン、元在香港在英）、朱牧民（在米）など
- 2020/08/10 黎智英(ジミー・ライ)ら 10 人を逮捕・指名手配（12/11 に黎智英のみ起訴）、許智峯（2020/12/27：デンマーク公務出張中にイギリスへ）

3) 国家転覆活動

- ・ 2021/01/06 戴耀廷(ベニー・タイ)ら 53 人逮捕、01/07 黄之峰（ジョシュア・ウォン）ら 2 名逮捕（すでに服役中）：

出典：廣江倫子「香港国家安全法はどのような内容か」廣江倫子・阿古智子編『香港国家安全法のインパクト』日本評論社、2021)

5. 留島不留人

経済的側面の変化

- ・ 国際金融センター：中国マネーの流入
- ・ 日系企業の間での反応：「本社と現場の温度差がありすぎる」
 - ・ 香港出生者が過半数を割り込む？
 - ・ 大湾区
 - ・ 紫荊党
 - ・ 海外への移民の増加：台湾？在香港「カナダ人」
 - ・ 台湾系機関への対応の変化

☆香港は遠い世界の話か？

- ・ 民主化 vs 自由
- ・ 中国大陸の側に立った文化解釈？
新疆における綿花の強制労働：すでに機械化？/『幸福な監視国家・中国』（梶谷懐・高口康太、2019）
- ・ 「新しい冷戦」の中での解釈：アメリカの香港関連法、台湾

2021年6月26日

地域文化研究専攻シンポジウム「いま「暴力」を考える」

「暴力と非暴力のアメリカ」

矢口祐人

yaguchi@ask.c.u-tokyo.ac.jp

本発表はとくにレジメをご覧いただく必要はありません。パワーポイント（配布予定なし）を使って、なるべくわかりやすくお話しをするよう努力します。ただ、たくさんのお名前には言及しきれないので、カテゴリーに分けて以下に記します。なお、お名前のリストの下には発表で言及するアメリカ合衆国憲法の一部の引用を和訳、Alicia Garza の Facebook の投稿を記します。最後にサマリーがあります。

・アフリカ系アメリカ人活動家

Frederick Douglas

Harriet Jacobs

W.E.B. Dubois

Ralph Ellison

Zora Neal Hurston

Sojourner Truth

Harriet Tubman

Harriet Jacobs

Ida B. Wells

Martin Luther King, Jr.

Rosa Parks

Shirley Chisholm

・奴隷を所有していたアメリカ大統領

George Washington (初代)

Thomas Jefferson (第3代)

James Madison (第4代)

James Monroe (第5代)

・アメリカと暴力

Richard Slotkin (*Regeneration Through Violence: The Mythology of the American Frontier, 1600-1800*, 1973).

- Critical Race Theory

Kimberlé Williams Crenshaw (Professor, UCLA)

Mari Matsuda (Professor, U of Hawai'i at Manoa)

Nikole Hannah-Jones (*New York Times*)

- 白人による殺害事件の被害者

Trayvon Martin(1995-2012)

George Floyd (1973-2020)

- 「暴力」に抗う人びと

Black Lives Matter: Alicia Garza and Patrisse Cullors

Equal Justice Initiative: Bryan Stevenson

Sojourners: Jim Wallis

Restorative Justice (修復的司法) : Howard Zehr/Kay Pranis

発表で使う引用 :

US Constitution, Article 1, Section 2, Clause 3

Representatives and direct Taxes shall be apportioned among the several States which may be included within this Union, according to their respective Numbers, which shall be determined by adding to the whole Number of free Persons, including those bound to Service for a Term of Years, and excluding Indians not taxed, three fifths of all other Persons

和訳 : 合衆国憲法の第 1 章、第 2 条、第 3 項(1868 年廃止)

「各州の人口 は、年期を定めて労務に服する者を含み、かつ、納税義務のないインディアンを除いた自由人の総数に、 自由人以外のすべての者の数の 5 分の 3 を加えたものとする」

Alicia Garza (on Black Lives Matter)

We don't deserve to be killed with impunity. We need to love ourselves and fight for a world where black lives matter. Black people, I love you. I love us. We matter. Our lives matter.

サマリー：

「アメリカは暴力的な国である」という指摘は珍しいものではない。さまざまな識者がアメリカの犯罪率や収容率、銃の蔓延などをもとに、アメリカがいかに暴力的な国であるかを論じている。確かにこれらのデータは世界の他の「先進国」と比べても著しく高く、アメリカ社会が「暴力」にあふれていることは否めない。ベトナム戦争のさなかに文学者のリチャード・スロトキンは「暴力こそがアメリカの再生の源泉であった」と主張したが、「暴力」はアメリカ史の展開と切り離せないものである。

本発表はこのような前提に立ちながらも、「暴力」の定義をより多面的に考え、その暴力と向き合うアメリカについても触れてみたい。とりわけ「アメリカの暴力」を論じるのに、犯罪や暴力の当事者に焦点をあてるのでは不十分だという、きわめてあたりまえではあるが、日本の研究や報道などでは往々にして忘れられがちなことを指摘したい。

アメリカのほんとうの暴力はその社会構造を生み出してきた排除の歴史にある。今日、マイノリティの逮捕や収容率が高いのは、不正義が通底するこの暴力的な歴史のなかで理解しなければならない。「暴力」の当事者に焦点をあてたセンセーショナルな報道はこのことを忘れさせてしまう。

アメリカでは人種とジェンダーに基づき、社会の構成員を区分けし、白人男性の価値観を中核に据えた政治、経済、文化がつくられてきた。このことは再三指摘されているものの、その反省が社会に受けいれられているとは言えない。逆に共和党右派らはそのような「批判的人種研究」(critical race theory)やジェンダー/クィアスタディズに激しい抵抗感を示しており、社会の分断が一層深まる要因にもなっている。本発表ではこの構造的暴力をめぐる議論を考える。

さらにそのような暴力的な社会構造に向き合う人々の姿も紹介する。Black Lives Matter を始めた黒人女性活動家 Alicia Garza、Equal Justice Initiative の創設者であり、黒人貧困層の死刑囚救済活動を続ける黒人弁護士 Bryan Stevenson、キリスト教雑誌 *The Sojourners* の発行者で人種問題こそが「アメリカの原罪」と主張する白人福音主義者 Jim Willis、アメリカで「修復的司法」を積極的に取り入れる白人活動家 Howard Zehr や Kay Pranis などの活動を時間内で紹介し、非暴力で「正義」を求めるこのような活動がアメリカの暴力の輪郭をいかに浮き彫りにしているかを論じる。

発表を通して、国民国家とその創設に不可避免的に組み込まれたアメリカ社会の暴力性を意識し、抗うことの意義を指摘したい。